

※赤線で囲った部分＝申請者・業者が記入

※受付後は最後に綴ってください。

り災番号	号
申込者	人吉 太郎（世帯主）

「住宅の応急修理」申込チェックシート

【必要書類】※☑をつける

○ 必要書類はそろっていますか？ ※順番どおりに綴ってください。

- ☐ 申込書（※申込書は「り災証明書」の世帯主になっていますか？）
- ☐ 住宅の被害状況に関する申出書
- ☐ り災証明書（写し）
- ☐ 施工前の被害状況が分かる写真
- ☐ 資力に関する申出書
- ☐ 修理見積書（※後日提出も可ですが、工事決定には必要となります。）
- ☐ 業者の見積書
- ☐ 借家の応急修理に係る所有者の同意書（借家の場合）
- ☐ 誓約書

【対象者要件】※☑をつける

○ 「被害の状況」は準半壊以上ですか？（り災証明書を確認）

- ☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊

○ 応急仮設住宅を利用する予定はないですか？※☑をつける

- ☐ 利用しない ☐ 申請している（予定）

【修理見積書依頼状況】※☑をつける

- ☐ 依頼済・・・・・・・・・・分かる範囲で記載
- ☐ 未依頼（修理業者の当てはある）
- ☐ 未依頼（修理業者を探している段階）

修理業者名：株式会社 ○○工務店

修理業者への応急修理の説明： 未 済
（修理見積書、写真、誓約書 の説明を忘れずに）

工事完了： 済 、 工事中 頃に着工、 未定

受付担当者

※赤線で囲った部分＝申請者・業者が記入

様式第1号

日付は空欄でお願いします→ 申込日：令和 年 月 日

災害救助法の住宅の応急修理申込書

人吉市長 松岡 隼人 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 人吉市〇〇町字〇〇 000 番地（り災証明書から転記）

【現在の住所】 避難所・自宅＝自宅、賃貸、借家、親戚宅等＝移転先の住所（引っ越し先の住所）

【現在の連絡先（TEL）】 なるべく携帯（日中連絡する可能あり）（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏 名】 人吉 太郎（世帯主） 印（自署の場合は押印省略可）

【り災証明書番号】 り災証明書参照

1 被災日 令和2年7月4日

2 災害名 （ 令和2年7月豪雨 ）

3 住宅の被害の程度（「り災証明書」等に基づき、被害の程度に“○”を付けてください。）

・ 全 壊 ・ 大規模半壊 ・ 半 壊 ・ 準半壊

4 被害を受けた住宅の部位（※該当箇所に○をつけてください。）

・ 屋根 ・ サッシ ・ 柱 ・ 上下水道の配管
・ 床 ・ ガスの配管 ・ 外壁 ・ 給排気設備の配管
・ 基礎 ・ 梁 ・ 電気、電話線、テレビ線の配線
・ トイレ ・ ドア ・ 浴室 ・ 窓
・ その他（ ）

※ 別添「住宅の被害状況に関する申出書」で修理対象箇所を記入してください。

5 応急修理期間中の応急仮設住宅の使用について（※該当箇所に○をつけてください。）

・ 使用しない ・ 申請している ・ 申請予定

（添付書類）

- ・ り災証明書の写し
- ・ 施工前の被害状況が分かる写真
- ・ 資力に関する申出書（第2号様式）※半壊・準半壊の場合
- ・ 修理見積書（第3号様式）※後日提出可だが、工事決定に必要
- ・ 所有者の同意書※借家の場合
- ・ 誓約書

受付欄

市町村にて受付日・受付番号を記載

押印ありの場合のみ、訂正印が有効。
ない場合は新しく書き直す or 押印してもらっ
てから訂正印で対応。

※赤線で囲った部分＝申請者・業者が記入

住宅の被害状況に関する申出書
(住宅の応急修理に関する参考資料)

日付は空欄でお願いします→ 令和 年 月 日

人吉市長 松岡 隼人 あて

住所 様式第1号【現在の住所】

氏名 人吉 太郎 (世帯主)

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所 (例) : 床、壁等

見積の項目のうち、対象内の工事項目を選んで記入

※対象に☑をつける

2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

※ 床の構造は、床組（床の骨組み）＋床の下地板＋表面の仕上材からなっています。

- ☐ 床組 または 下地板 が壊れている。
- ☐ 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- ☐ 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

※壁の構造は、① 柱・はり＋下地材＋表面材（壁紙など）

② 柱・はり＋仕上板（プリント合板・板など）

③ 柱・はり＋竹組下地＋塗仕上げ（漆喰など）からなっています。

- ☐ 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- ☐ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- ☐ 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- ☐ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

4 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

※屋根の構造は、小屋組＋屋根の下地材＋表面の仕上材からなっています。

- ☐ 屋根の下地材が壊れている。
- ☐ 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- ☐ 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

※赤線で囲った部分＝申請者・業者が記入

様式第2号 ※り災証明書が「半壊、準半壊」の世帯のみ提出

資力に関する申出書

人吉市長 松岡 隼人 様

私、人吉 太郎（世帯主）は、（ 令和2年7月豪雨 ）のため、住家が
半壊・準半壊しております。※対象に○をつけてください

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきま
すようお願いします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

- ☐ 年金収入のみで余裕がなく、応急修理を実施できる資力がありません。
- ☐ 日常生活費やローンの支払等で余裕がなく、応急修理を実施できる資力がありません。
- ☐ 水害における収入の減少により、応急修理を実施できる資力がありません。
- ☐ 介護が必要な家族がおり、介護費用等の出費で余裕がなく、応急修理をできる資
力がありません。
- ☐ その他
()

※対象に☑をつけてください

令和 年 月 日 ※申込日 ←日付は空欄でお願いします

申出者 被害を受けた住宅の所在地

人吉市〇〇町字〇〇 000 番地（り災証明書から転記）

現住所 様式第1号【現在の住所】

印鑑はすべて統一

氏 名 人吉 太郎（世帯主）

印

（自署による場合は押印省略可）

※空欄でお願いします
業者見積を持参されたときに記入してもらいます
修 理 見 積 書【記載例】

(全壊 大規模半壊 半壊 準半壊)

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見 積 金 額 (総 工 事 費) 円 -(消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分) 円 -(消費税込) (※1)

見積金額(被災者負担分) 円 -(消費税込)

工 事 名 称	金 額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込) (※2)		備 考
①	円		円	
②	円		円	
③	円		円	
④	円		円	
⑤	円		円	
	円		円	
合 計	円		円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること
<限度額>全壊、大規模半壊、半壊の場合： 595,000円
準半壊の場合： 300,000円

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可。)すること

空欄→ 上記のとおり見積書を提出します。(※修理業者記入)
令和 年 月 日 住 所 熊本県○○市○○町
会社名 株式会社 ○○工務店
書き忘れないように→ 電話番号 ○○○○-○○-○○○○
代表者名 ○○ ○○

例1) 代表者印
例2) 会社印+個人認印
例3) 個人認印+青色申告
(写し)

空欄→ 上記の見積書を確認しました。(※修理申込者記入)
令和 年 月 日 住 所 現在の住所(様式第1号参照)
氏 名 人吉 太郎(世帯主)

※必須

(※市町村記入欄)	市町村名	受付番号	受付担当者名

※赤線で囲った部分＝申請者・業者が記入

借家の応急修理に係る所有者の同意書

人吉市長 松岡 隼人 様

私が所有する下記の物件について、修理を行うことができませんので、災害救助法に基づく住宅の応急修理を行うことに同意します。

記

1 対象住宅の所在地、物件名、居室番号

人吉市〇〇町字〇〇 000 番地（り災証明書から転記）、〇〇アパート、〇〇号室

2 所有者が修理を行うことができない理由

※借家等は通常はその所有者が修理を行うものであるため、修理を行うことができない理由を詳しく記入してください。

令和2年 月 日 ←日付は空欄でお願いします

(所有者)

住 所 人吉市△△町

氏 名 人吉 次郎

※必須

印

上記借家の応急修理が完了し生活が可能となった場合は、当該借家に居住します。

令和2年 月 日 ←日付は空欄でお願いします

(被災者)

住 所 様式第1号【現在の住所】

氏 名 人吉 太郎（世帯主）

※印鑑の統一

印

（自署による場合は押印省略可）

※赤線で囲った部分＝申請者・業者が記入

誓約書

人吉市長 松岡 隼人 様

当社（私）は、

- 1 災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理実施にあたり、関係法令等を遵守します。
- 2 下記の者に該当しません。
- 3 応急修理に従事する場合、下記に該当する者であることを知りながら、下請けその他の契約を締結しません。
- 4 下記に該当する者から不当な要求を受けた場合は、速やかに警察に通報します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

- 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

令和 年 月 日 ←日付は空欄でお願いします

住 所 熊本県〇〇市〇〇町
会 社 名 株式会社 〇〇工務店
代表者名 〇〇 〇〇

印

※例1）代表者印
例2）会社印+個人認印
例3）個人認印+青色申告の写し

修理業者の様式で可
できるだけ対象内外がわかるよう
詳細に記入してください

令和 年 月 日

修理見積書(例)

人吉 太郎 様邸修理工事

見積金額 1,155,000円 (税込)

住 所 熊本県〇〇市〇〇町
会社名 株式会社 〇〇工務店
代表者 〇〇 〇〇

内訳書

工事名称	数量	単価	金額	備考
1、床工事				
(畳、下地板共) 修理	〇帖	〇〇〇〇	100,000	和室
(仕上、下地共) 修理	〇㎡	〇〇〇〇	500,000	キッチン リビング 寝室
(仕上、下地共) 修理	〇㎡	〇〇〇〇	100,000	納戸 押し入れ
2、建具工事				
リビングアルミサッシ 撤去・新設	一式	100,000	100,000	
和室襖交換	〇枚	〇〇〇〇	50,000	
和室襖張替え	〇枚	〇〇〇〇	50,000	
3、トイレ工事				
便器取替	一式	〇〇〇〇	100,000	破損ロータ ンク含む
4、クロス張替え	〇㎡	〇〇〇〇	100,000	
5、エアコン工事	一式		50,000	
小計			1,050,000	
消費税 (10%)			105,000	
合計 (税込)			1,155,000	

対象
対象外

← 収納は対象外です。必ず分けて下さい。

写真の例（施工前の被害状況）～住宅の応急修理の申込で提出～

※595,000円（準半壊は30万円）の**対象となる工事対象箇所について**の写真を提出



←豪雨により壊れた和室（居間、寝室、台所など）の床

写真の撮り方：和室と分かるように全体が入るように写す。

- ・畳を片付けた後でもOK。
- ・板を剥いで乾燥させている状況でもOK。
- ・豪雨による床の汚損や悪臭→壊れた床となり、畳と下地板のセットでの修理であれば応急修理の対象。断熱材の**復旧**も対象。

→修理業者の見積書に書いてもらう。

例）**和室床工事**（仕上、下地共）修理

〇〇㎡ 〇〇〇〇円



←豪雨により壊れた外付けの**リビング**アルミサッシ

写真の撮り方：住宅のどこのサッシか分かるようにサッシの周辺も入るように写す。近づいて壊れている部分もアップで写す。

- ・豪雨により壊れたガラスや鍵も応急修理の対象。

→修理業者の見積書に書いてもらう。

例）**リビングアルミサッシ**（引違外窓）撤去・新設

1か所 〇〇〇〇円



←豪雨により壊れたトイレのロータンク

写真の撮り方：便所全体が入るように写す。近づいて壊れた部分もアップで写す。

- ・壊れたロータンクの取替は応急修理の対象。
- ・**割れた便器**や**排水が機能しない便器**の取替は応急修理の対象。
- ・壊れた洗浄機能付き**便座のみ**の交換は**対象外**。
- ・壊れた洗浄機能付き便座を機能なし便座へ交換する場合は応急修理の対象。
- ・タンクレス等の一体の機種で浸水により排水が機能しなくなったものは応急修理の対象。

→修理業者の見積書に書いてもらう。

例）トイレ工事**ロータンク取替** 1式 〇〇〇〇円



←豪雨により壊れたリビング（和室、寝室、台所など）の床や壁

写真の撮り方：リビングと分かるように全体が入るように写す。

- ・壁を剥いで乾燥させている状況でもOK。
- ・豪雨による壁の汚損や悪臭→壊れた壁となり、壁紙と下地（ボードや板）のセットでの修理であれば応急修理の対象。断熱材の復旧も対象。

→修理業者の見積書に書いてもらう。

例) **リビング壁工事**（仕上、下地共）修理

〇〇㎡ 〇〇〇〇円



←豪雨により壊れた給湯器

写真の撮り方：住宅のどこに設置してあったものか分かるよう、周辺も入るように写す。近づいて浸水した跡もアップで写す。

- ・豪雨により機能しなくなった給湯器は応急修理の対象。
- ・エコキュート、石油給湯、ガス給湯の種類は問わないが、明らかなグレードアップは対象外。

→修理業者の見積書に書いてもらう。

例) **給湯設備工事**エコキュート取替

1式 〇〇〇〇円



←豪雨により壊れた流し台

写真の撮り方：流し台全体が入るように写す。近づいて浸水した跡もアップで写す。

- ・豪雨により、吸水変形、汚損、悪臭がするものは、壊れた流し台となり、同じグレードへの取替は対象。
- ・従前は付いて無かった、一体型のIHクッキングヒーターや食洗器は対象外。ただし、見積でグレードアップ分を分けて計上した場合、従前と同等の部分は対象内。グレードアップ分は対象外。

→修理業者の見積書に書いてもらう。

例) **台所工事**流し台取替（従前と同等品）

既存撤去処分、新設 1式 〇〇〇〇円